

生物多様性条約主題別報告書案に関するパブリックコメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	設問7については、現在の保護地域への主な脅威は、開発だけでなく、利用そのものがあげられるが、利用についてはほとんど評価されていないこと及び「利用調整区域」の設定などが今後予定されていることから回答はb)が妥当。	1	自然公園については、生物多様性への主要な脅威にあたる開発行為について、ゾーニング及び行為の内容に応じて許可又は届け出制とし、あらかじめ主要な脅威を制御するシステムとなっており、さらに、大規模な行為について環境影響評価を行っています。登山者等、公園の訪問利用者による脆弱な生態系への影響に対しては、評価に応じて制限するため自然公園法を改正し今年度から利用調整区域制度を導入しました。以上のことから設問7への回答は原案の通りとします。
2	設問9については、各保護地域の特性毎の管理目的や体制についての設問と解釈すると回答はa)が妥当。保護地域の制度について回答するのであれば、「自然環境保全地域」について触れられておらず、不十分。	1	設問9への回答は、原案のとおりとしますが、詳細説明においては、いただいたご意見を踏まえ、下記の通り前半の記述を変更することとします。 主な例としては、すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を目的として、自然公園法に基づき国立公園、国定公園等を設定しています。また、原生的な自然環境及びすぐれた自然環境の維持を目的として、自然環境保全法に基づき自然環境保全地域等を設定しています。これらの管理のため、全国に11の自然保護事務所と12の支所、67の自然保護管理事務所を設置しています。
3	設問10については、保護地域の計画等の策定に際し、広範な利害関係者の参画をしている事例はほとんどなく、現状では不十分なことから回答はa)またはb)が妥当。	1	関係者の参画については、必ずしも十分ではない点はあるかもしれませんが、自然公園法及び閣議決定に基づいて積極的に行われていることから、設問10への回答は原案のとおりとします。
4	設問15については、自然公園毎の利用や保護の明確な目標が定められていない現状では評価はできないので、回答はa)が妥当。	1	自然公園毎に公園計画において、利用や保護の目標は定められていますので、設問15への回答は原案のとおりとします。定量的な目標を定めない点については設問5への詳細説明のとおりです。